令和８年１０月

島根県選出　国会議員　　様

島根県老人福祉施設協議会
会　長　　手銭　宣裕

令和9年度介護報酬改定に向けた緊急要望

私たち高齢者福祉・介護事業者は、今日まで長きにわたり地域を支え、そこに暮らす高齢者の生活を支えるのみならず、家族の介護負担軽減や現役世代の就労継続を支える砦として歩んでまいりました。また、緊急災害時には福祉避難所として避難者お一人おひとりの生活に寄り添い、**利用者のケアを途切れることなく継続することを大きな使命とし、その役割を担い続けております**。

しかし、近年は物価や賃金の上昇等により、経営環境は今後もより一層厳しくなる見込みです。とりわけ離島・中山間地域においては極めて深刻な状況に直面しています。全国老施協の収支状況等調査によれば、令和７年度（速報値）の特養の**収支差率（※1）の平均値はマイナス０．８％**に陥り、また、**赤字施設の割合が５５．８％**と半数を超えるに至りました。**介護事業を休止・廃止・廃業する事業者が急増し、地域の介護崩壊ともいうべき国民生活を支えられない危険水域に達しています**。

このような中、令和９年度介護報酬改定においては、経営の安定化に向けた報酬体系の見直しと大幅な介護報酬の増額等によって、我が国を支える高齢者福祉・介護の基盤を守るとともに、２０４０年の大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といったそれぞれの地域の実情に応じたサービス提供体制を構築し、未来への投資となる改定を進めていただきますよう強く要望します。

表1：【特別養護老人ホームの令和７年度決算値】全国老施協･収支状況等調査(速報)

		H30	R3	R6	R7（※2）
施設数		1,236	1,930	1,137	1,582
定員数		68.9	70.0	74.1	74.0
収支差率（※1）	**（補助金除く）**	**2.2%**	**0.8%**	**0.0%**	**▲0.8%**
	（補助金含む）	**2.5%**	**1.5%**	**0.9%**	**0.7%**
赤字施設の割合	**（補助金除く）**	**33.8%**	**43.0%**	**49.5%**	**55.8%**

※1　収支差率とは、サービス活動収益対経常増減差額比率をいう。
※2　R7 のみ速報値

1. 基本報酬の大胆な底上げ

政府が強い経済の実現に向けた安定的な物価上昇を掲げる中、消費者物価指数令和８年８月分（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）を見ると、前年同月比で１．９％上昇しています。

当会が毎年度実施している特別養護老人ホーム等の決算値に関する調査（以下、「収支状況等調査」という）の令和７年度速報値によれば、赤字施設の割合（補助金除く）は５５．８％と令和６年度４９．５％から６．３ポイント悪化しました。過去減少傾向の収支差率（補助金除く）も、令和６年度で０．０％であったものがマイナス０．８％と落ち込んでいます。また、通所介護の赤字施設の割合（補助金除く）は５７．３％、収支差率（補助金除く）はマイナス１．７％となっていることが明らかになりました。

公定価格である介護報酬は経費増を価格に転嫁できないため、もはや施設・事業所の経営努力だけでは限界に来ており、事業撤退による地域の介護サービスの崩壊が始まっています。

表2：収支差率と赤字割合の推移【特養】

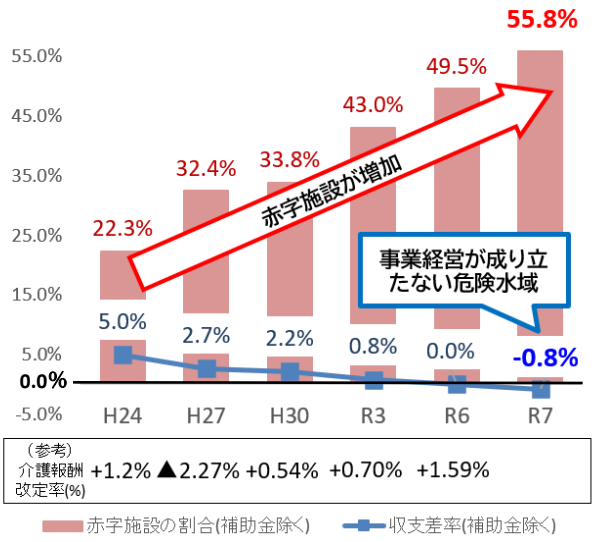
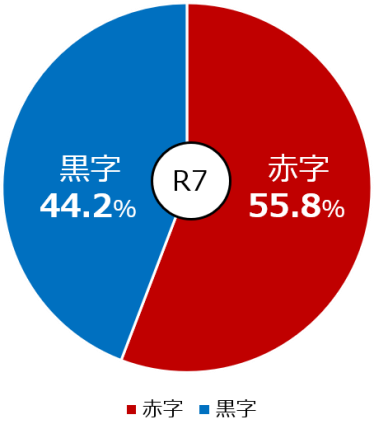


表3：赤字施設の割会【特養】（補助金除く）



【出典】全国老施協「介護老人福祉施設等 収支状況等調査（表2、表3）

要望事項１

- 今後も続く**令和８年度以降の物価上昇への対応については、従来の実績に準拠するだけでは足りず物価や賃金の上昇率の当該年度「見通し」を踏まえた見直しが必要不可欠**です。
- インフレ下において介護サービスの提供基盤や提供体制の維持、保険制度の安定性・持続可能性を維持するための、**基本報酬の大胆な底上げ**を強く要望します。

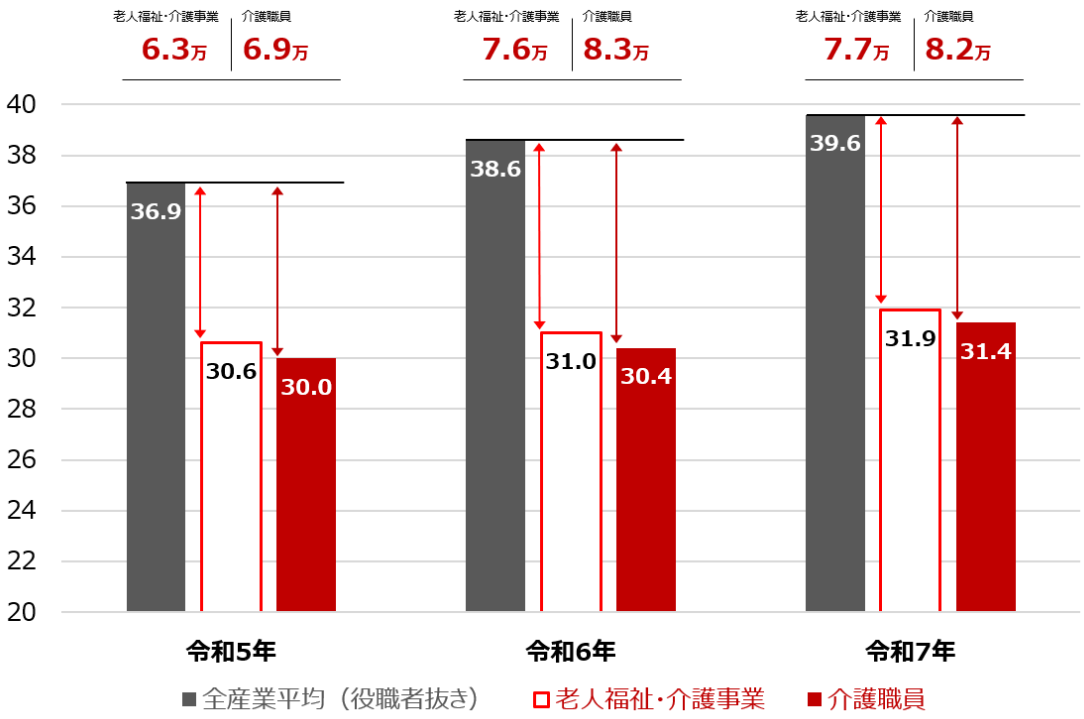
2. 他職種と遜色のない処遇改善の実現

期中改定をはじめとする国による累次の賃上げ支援については、一定の評価をしております。しかし、他産業においては、春闘でそれ以上の大幅賃上げが続いており、現実として、全産業平均と介護業界の平均賃金との「格差」は縮まっておりません。

さらに、国は、介護助手等へのタスクシフトを進めていますが、毎年引き上げられる最低賃金も経営への大きな圧迫要素です。最低賃金の引き上げにより、他の職種や中間層の処遇バランスを維持することも年々困難になっています。

このような状況下で、実効性を伴う処遇改善とするためには、他産業の賃上げや最低賃金の上昇を上回るスピードで改定を重ねることが必要であり、そのためには各指標の実績準拠ではなく、当該年度「見通し」を踏まえた改定率及びその「財源」を国において確実に確保していただくことが必要不可欠です。

表4：全産業との給与比較



【出典】令和７年「賃金構造基本統計調査」を厚労省で特別集計した額

要望事項２

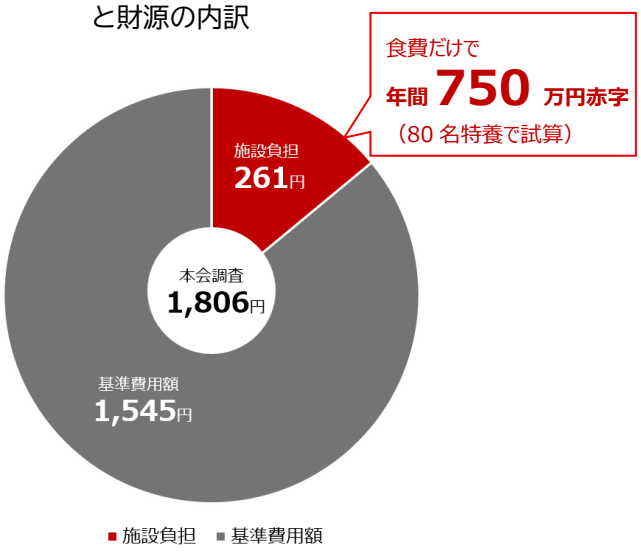
- これ以上の人材流出を防ぎ、将来にわたり地域福祉のインフラを維持することと、**介護人材を確実に確保していくための根本的な処遇改善**、そしてそれに伴う**確実な財源確保**を強く要望します。

3. 食費･居住費に係る基準費用額の見直し

基準費用額は、食費については令和７年度介護事業経営概況調査結果を受けて令和８年８月に１，４４５円／日から１，５４５円／日に見直されたところであり、居住費については令和５年度介護事業経営実態調査結果を受けて令和６年８月に多床室８５５円／日から９１５円／日に、従来型個室１，１７１円／日から１，２３１円／日に、ユニット型個室は２，００６円／日から２，０６６円／日に見直されていますが、その後も賃金・物価は上がり続けています。

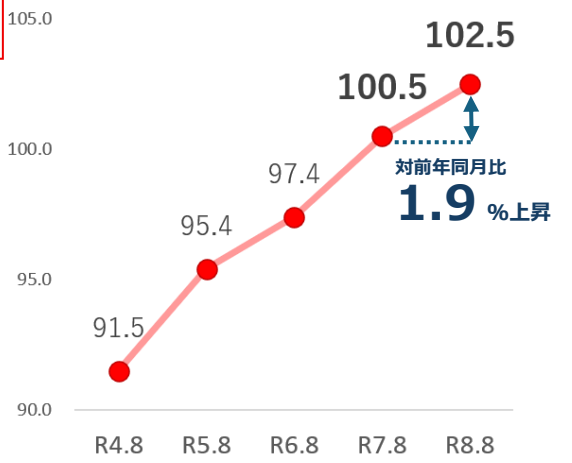
特に食費について当会調査では、令和８年６月の利用者１人１日あたり食費は１，８０６円であり、見直し後の基準費用額よりも２６１円高く、８０名定員の特養では食事の提供に係る費用だけで年間約７５０万円もの赤字となります。

表5：利用者一人1日あたり食費額
と財源の内訳



【出典】全国老施協「食費(基準費用額)に関する調査

表6：消費者物価指数の推移
（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）



【出典】総務省「2025 年基準 消費者物価指数 全国 2026 年(令和８年)8 月分」より作成

要望事項３

- 令和９年度介護報酬改定においては、基本報酬とともに**食費と居住費の基準費用額についても物価・賃金の上昇率の当該年度「見通し」に見合う大幅な増額**を強く要望します。

4. 地域区分の見直し

公務員の地域手当に準拠した見直しを行う場合の地域区分が過度な引き下げ対象となる地域の介護保険事業者からは、地元の市町に対して「なんとか現状維持にしてほしい」と悲痛な陳情が行われている実態があります。

今回の見直しにおいて、仮に公務員の地域手当に準拠した見直しを行った場合、上乗せ割合が上がる市町村が５２８カ所ある一方、上乗せ割合が下がる市町村は１１４カ所（２％減が７３カ所、３％減が３０カ所、４％減が４カ所、６％減が６カ所、７％減が１カ所）あります。

地域区分の大幅な引き下げは、その地域でギリギリの状態で踏ん張っている介護保険施設の存続の危機に直結します。

都道府県単位をベースにした令和６年人事院勧告に介護保険を合わせる合理性はあるのか、更には公務員の地域手当の見直しに準拠する必要があるのかという、根本的なところから考え直すべきではないかと考えます。

表7：公務員の地域手当に準拠した見直しを行う場合の地域区分の増減がある自治体数

＋ 528 カ所　　－ 114 カ所

表8：地域区分の見直しに伴い上乗せ割合が下がる自治体とその影響額

No.	地域	現状級地区分	見直し後級地区分	上乗せ割合の差異	平均的な特養モデルへの影響額（試算）
1	千葉県：浦安市	３級地	４級地	▲7%	▲1,306万円
2	埼玉県：川口市、草加市、戸田市、八潮市　千葉県：栄町　広島県：府中町	５級地	５級地	▲6%	▲1,102万円
3	茨城県：牛久市　千葉県：船橋市 埼玉県：朝霞市　兵庫県：神戸市	４級地	４級地	▲4%	▲734万円
4	埼玉県：さいたま市　神奈川県：鎌倉市　大阪府：守口市、大東市、門真市 千葉県：千葉市　愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市　兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市	３級地	３級地	▲3%	▲525万円
5	群馬県：伊勢崎市、渋川市、榛東村(他)、吉岡町(他)、玉村町 新潟県：新潟市 山梨県：南アルプス市(他)、南部町(他)　石川県：内灘町 福井県：福井市 岐阜県：大垣市、多治見市、可児市、美濃加茂市(他)、各務原市　山口県：周南市 徳島県：徳島市 長崎県：長崎市	７級地	その他	▲3%	▲525万円
6	茨城県：水戸市、日立市、龍ケ崎市 埼玉県：新座市、ふじみ野市 千葉県：市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市　愛知県：知立市、みよし市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 京都府：京都市　兵庫県：尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市	５級地	４級地	▲2%	▲338万円
7	茨城県：古河市、利根町 栃木県：宇都宮市、野木町 群馬県：高崎市 埼玉県：行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、越谷市、入間市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町　千葉県：木更津市、野田市、茂原市、流山市、鎌ケ谷市、白井市、酒々井町 岐阜県：岐阜市 三重県：津市、桑名市、亀山市 滋賀県：彦根市、守山市、甲賀市　兵庫県：猪名川町 奈良県：生駒市 和歌山県：和歌山市、橋本市 福岡県：大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町	６級地	５級地	▲2%	▲338万円

【出典】第 252 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（厚生労働省）を基に全国老施協が作成（表 7、表8）

要望事項４

- 介護報酬は公定価格であり、他産業のように価格転嫁ができないということをご理解いただき、急激な減収を緩和する措置の継続や、現場の声を反映した適切な対応を強くお願いします。